

《第2次》

鶴岡市環境基本計画(案)

資料編

鶴岡市

(資料1) 第2次鶴岡市環境基本計画策定の経過及び環境審議会等

○計画策定の経過

| 日 程 | 項 目 | 内 容 |
|----------------|---------------------|------------------------------|
| 令和2年 7月28日 | 策定委員会幹事会 | 策定の進め方について協議 |
| 8月12日 | 策定委員会作業部会 | 数値目標に対する実績値、現計画の評価検証作業を開始 |
| 8月16日 8月17日 | 市民座談会 | 環境分野で活躍する9名より取り組みと課題について意見交換 |
| 8月24日 | 策定委員会作業部会 | 進行状況と成果物確認 環境アンケート内容を作成 |
| 9月15日 | 策定委員会幹事会 | 進行状況と成果物確認 環境アンケート内容を検討 |
| 9月18日 | 鶴岡市環境審議会 | 進行状況と、現計画の評価検証（中間報告）を審議 |
| 10月～11月 | 環境アンケート | 市民、事業者、中学2年生向けに調査 |
| 令和3年 1月 | 策定委員会作業部会 （書面協議） | アンケート分析と、評価と課題の資料作成 |
| 2月10日 | 策定委員会幹事会 | 作業内容の確認と、計画の骨子（案）について協議 |
| 2月16日 | 策定委員会 | 作業内容の説明と、計画の骨子（案）について協議 |
| 3月15日 | 鶴岡市環境審議会 | 作業内容の確認と、計画の骨子（案）について審議 |
| 3月22日 | 市民文教常任委員会協議会 | 作業内容と、計画の骨子（案）について説明し、意見聴取 |
| 5月21日 | 策定委員会作業部会・幹事会 | 計画（案）について協議 |
| 7月7日 7月14日 | 廃棄物減量等・環境保全推進員研修 | 計画の骨子（案）について説明し、意見聴取 |
| 12月22日 | 鶴岡市環境審議会 | 進捗状況について説明と意見聴取 |
| 令和4年 5月18日 | 策定委員会作業部会・幹事会 | 数値目標の整理と、基本計画案について協議 |
| 5月27日 | 策定委員会 | 基本計画案について協議 |
| 6月17日 | 鶴岡市環境審議会 | 基本計画案について審議 |
| 6月24日 | 市民文教常任委員会協議会 | 基本計画案について意見聴取 |
| 7月19日～ 8月8日 | パブリックコメント | 基本計画案について |
| 9月 | 鶴岡市環境審議会 | 基本計画案について審議 |
| 9月 | 市民文教常任委員会協議会 | 基本計画案について報告 |
| 10月 | 計画公表 | 市HPに掲載 |

○鶴岡市環境審議会委員(計画策定時)

| | 団 体 等 | 委 員 | | 備 考 |
|-------------------------------------|----------------------------|-----------------|---------|-----|
| | | 職 名 | 氏 名 | |
| 学識 経験者 | 山形大学農学部 | 教 授 | 俵 谷 圭太郎 | 会長 |
| | 東北公益文科大学 | 教 授 | 古 山 隆 | |
| | 慶應義塾大学先端生命科学研究所 | 特任講師 | 平 山 明 由 | |
| | 鶴岡工業高等専門学校 | 教 授 | 佐 藤 司 | 副会長 |
| | 庄内地域地球温暖化対策協議会 | 会 長 | 小 谷 卓 | |
| | 鶴岡市教育委員会 | 理科教育センター専任主事 | 後 藤 重 勝 | |
| 関係行政 機関の職 員及び関 係団体の 役職員 | 東北森林管理局 朝日庄内森林生態系保全センター | 所 長 | 中 嶋 一 | |
| | 庄内総合支庁 | 保健福祉環境 部環境課長 | 後 藤 忠 史 | |
| | 鶴岡商工会議所 | 工業部会副部 会長 | 菅 原 眞 一 | |
| | 出羽商工会 | 出羽商工会女 性部長 | 齋 藤 フ ミ | |
| | 出羽庄内森林組合 | 代表理事組 合長 | 山 本 益 生 | |
| | 温海町森林組合 | 代表理事組 合長 | 五十嵐 正 直 | |
| | 鶴岡市農業協同組合 | 代表理事専務 | 伊 藤 淳 | |
| | 庄内たがわ農業協同組合 | 代表理事専務 | 菅 原 勝 | |
| | 山形県漁業協同組合 | 由良総括支所 長 | 田 中 寿 幸 | |
| 鶴岡自然調査会 | 代 表 | 水 野 重 紀 | ? | |

鶴岡市環境基本計画策定委員会委員

| 役名 | 職名 |
|------|---|
| 委員長 | 副市長 |
| 副委員長 | 市民部長 |
| 委員 | 総務部長 企画部長 健康福祉部長 農林水産部長 商工観光部長 建設部長 上下水道部長 教育部長 藤島庁舎支所長 羽黒庁舎支所長 櫛引庁舎支所長 朝日庁舎支所長 温海庁舎支所長 |

鶴岡市環境基本計画策定委員会幹事会

| 職名 |
|-------------|
| 総務課長 |
| 契約管財課長 |
| 政策企画課長 |
| 食文化創造都市推進課長 |
| コミュニティ推進課長 |
| 健康課長 |
| 農政課長 |
| 農山漁村振興課長 |
| 商工課長 |
| 観光物産課長 |
| 都市計画課長 |
| 土木課長 |
| 建築課長 |
| 上下水道部総務課長 |
| 下水道課長 |
| 社会教育課長 |
| 地域庁舎市民福祉課長 |
| 廃棄物対策課長 |
| 環境課長 |

○鶴岡市環境基本条例

平成17年10月1日

条例第149号

私たちの鶴岡市は、海、山、川及び平野が織りなす多様で美しい自然とその豊かな恵みを享受しながら、先人たちのたゆまぬ努力により、水と緑があふれる潤いのあるまちとして、また、歴史と文化の薫り高いまちとして発展してきた。

しかし、現代の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済活動の進展は、私たちの生活を利便性の高いものにする一方で、生活環境を悪化させ、豊かな自然を失わせつつある。

また、地球温暖化、オゾン層の破壊など自然の自浄能力及び復元能力を超える環境への負荷は、一地域や一国のみならずすべての生命の生存基盤である地球環境にも深刻な影響を及ぼしている。

健康で文化的な生活を営む上で、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することは私たちの権利であると同時に、その環境を将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務である。

このため、私たちは、環境は限りあるものであることを深く認識し、市、市民及び事業者が相互に協力しあい、環境の保全と創造に関する取り組みを進めることによって、自然と共生を図りながら持続的発展が可能な豊かで美しい鶴岡市の構築を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、福祉の増進に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、森林の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の低下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境を育みながら良好な状態で将来の世代に継承できるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、地域の特性に応じて多様な生態系が健全に維持されるように、人と自然との豊かな触れ合いを保ちながら、人と自然とが共生できるよう適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、自主的かつ積極的に行動することにより、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されるよう適切に行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、市、市民及び事業者それぞれが地球環境保全を自らの問題としてとらえ、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、基本理念にのっとり、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し及び自然環境を適切に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を確保するための施策を策定し、総合的かつ計画的に実施するものとする。

(1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生活環境が保全されること。

(2) 海浜、平野、河川、森林等における多様な自然環境が地域の状況に応じて適切に保全され、生物の多様性が確保されること。

(3) 資源の循環的利用、廃棄物の減量及びエネルギーの有効利用を推進することにより、環境への負荷が低減されること。

(4) 自然環境、歴史的文化的資産等の地域の特性が活かされた景観が保全されること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、鶴岡市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ鶴岡市環境審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(総合的調整)

第9条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を実効的かつ体系的に推進するため、その施策又は方針の立案に際し、総合的調整を行うものとする。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年度、環境の状況並びに市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(協定の締結)

第12条 市は、環境の保全上必要があると認めるときは、事業者と環境の保全に関する協定に

ついて協議し、その締結に努めるものとする。

(廃棄物の適正処理及び減量、リサイクル等の推進)

第13条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の適正処理が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源のリサイクル及びエネルギーの有効利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、再生資源その他環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境保全型農業の推進)

第14条 市は、農地が有する環境の保全及び創造に資する多様な機能を維持するとともに、化学肥料及び農薬の適正な使用等環境への負荷を低減する営農活動の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

(学習及び教育の推進)

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する学習及び教育の推進並びに広報活動の充実により、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第16条 市は、市民、事業者又はこれらの者で組織する民間の団体（以下「市民等」という。）が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第17条 市は、第15条の学習及び教育の推進並びに前条の市民等の環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、必要な情報を収集し、これを適切に提供するよう努めるものとする。

(環境の状況調査)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(地球環境保全の推進)

第19条 市は、市民等と連携して地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、市民等及び国、他の地方公共団体その他関係機関と連携し、地球環境保全に関する国際協力を推進するよう努めるものとする。

(国及び地方公共団体との協力)

第20条 市は、広域的な取り組みを必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(資料2) 市民座談会で出された主な意見

《市民座談会》

1 趣旨

本市の環境に係る特色を顕在化させるとともに、より実効性のある内容とするため、環境の分野で活躍している市民と座談会を行い、取り組みや課題について活発な意見交換がなされました。

2 開催日

令和2年8月16日(日)・17日(月)



3 主な意見や提案

- ・環境問題の解決には環境学習に力を入れるべき。
- ・今あるものを活用する。
- ・便利になったことを変えることは難しいが、変えるべきところは変えないと先に進まない。
- ・豊富な森林資源を活用する必要がある
- ・農作物の2級品も有効に使うような取り組みが必要
- ・鳥獣保護区は、面積広げずに取り組みを充実させた方がよい
- ・空き家の解体や利活用が進まない原因の一つに家具などの残置物の処理がある
- ・コロナ禍により、自然遊びに目が向くようになっている
- ・町内に役員のなり手がいない

(資料3) 環境アンケートの結果

1 趣旨

現計画の評価検証と、次期計画の策定に資するため、市民や事業者の環境に関する考えと、取り組み状況をアンケート形式により調査いたしました。

2 実施期間 令和2年10月～11月

3 対象と集約数

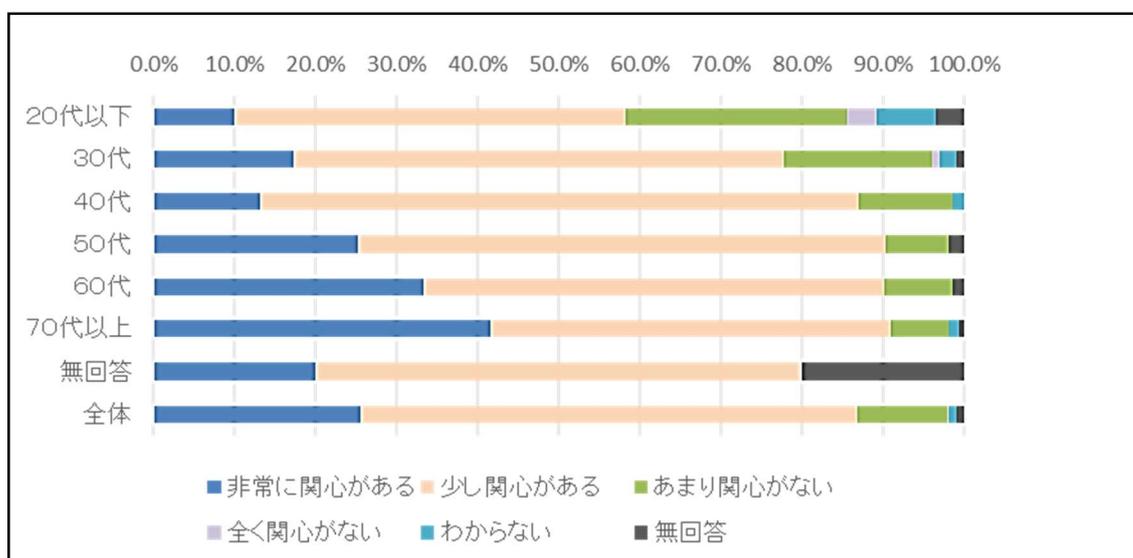
| 対象 | 母集団 | 調査依頼数 | 回答数 |
|-------|----------|--------|------|
| 市民※ | 115,913人 | 1,518人 | 687人 |
| 事業所 | 2,778社 | 424社 | 210社 |
| 中学2年生 | 1,059人 | 1,059人 | 751人 |

※本市に在住する満10歳以上の市民

4 主な傾向

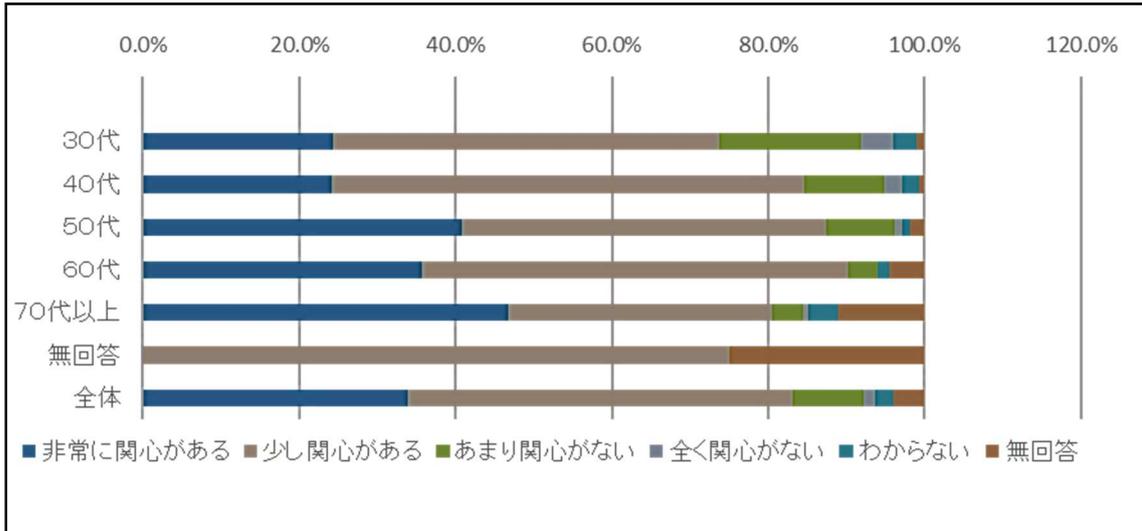
(1) 市民（中学生の傾向も類似していたことから中学生を含めた傾向としている）

・環境への関心



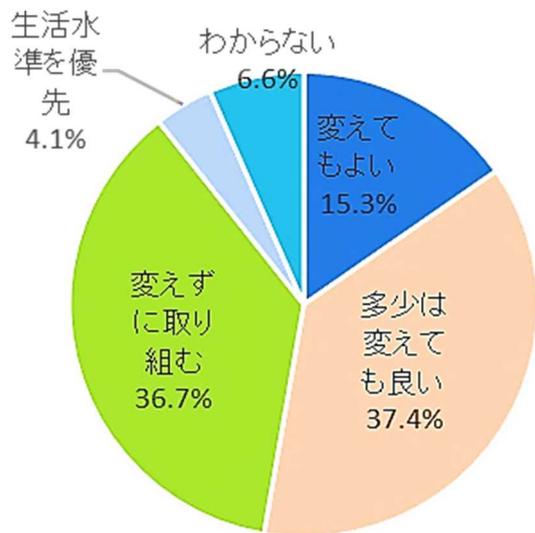
○年齢が高いほど関心は高くなる傾向にあります。

・地球温暖化への関心



○年齢が高いほど関心は高くなる傾向にあり「環境」より「地球温暖化」に対する関心が高い。

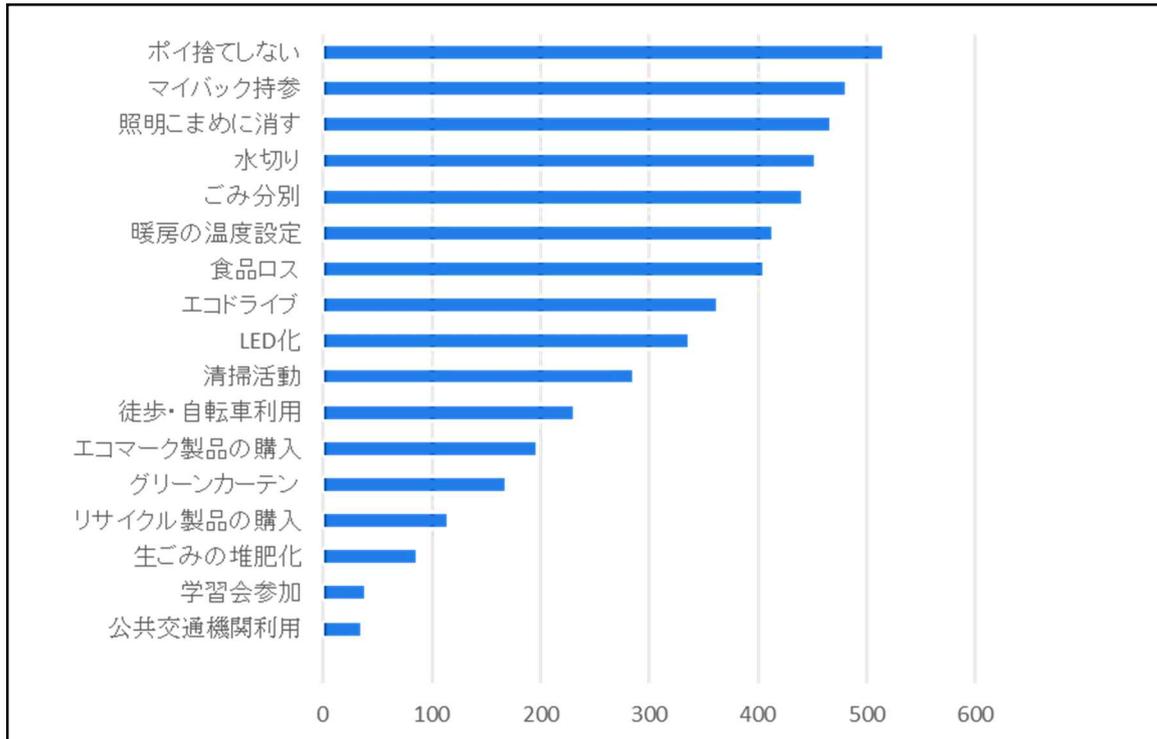
・地球温暖化防止と生活水準



(注)四捨五入の端数処理の関係で、合計値が合わない場合があります。

○生活様式を変えることについては、多少は変えても良い、変えずに取り組むが75%と消極的な意見が多い。

・市民の主な取り組み



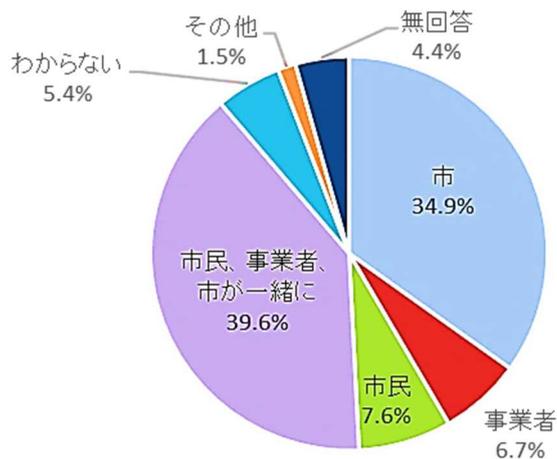
○ごみ問題には関心が高いが、エコ家電の導入などお金がかかることには関心が低い

【取り組みが少ない項目の主な理由】

○ごみの堆肥化 : 堆肥化しても使う場所がない

○公共交通機関利用 : 身近に交通機関がなく、利用できない

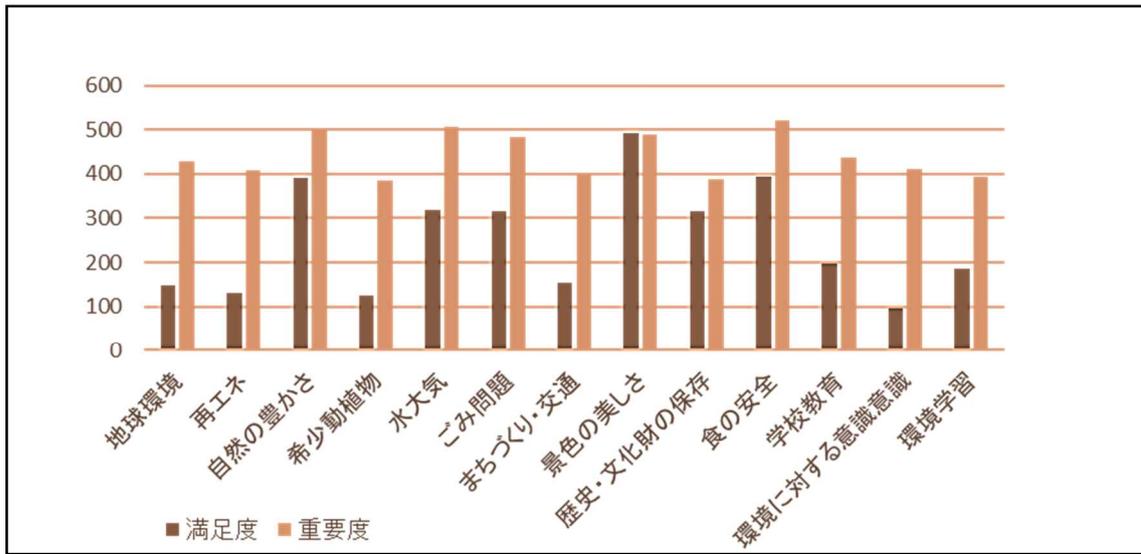
・誰が取り組みの主体となるべきか



(注)四捨五入の端数処理の関係で、合計値が合わない場合があります。

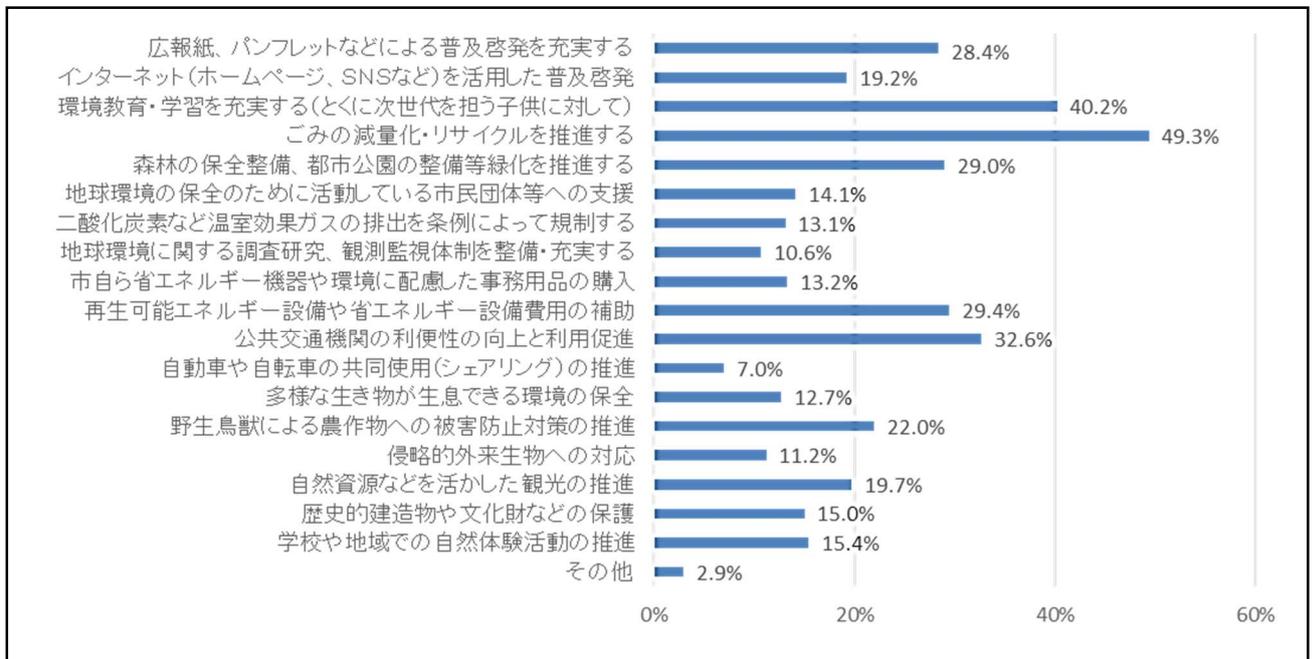
○取り組みの主体は、市民、事業者、市が一緒にとの回答が多いが、市への期待も大きい。

・希望する環境像



- 重要度（望むもの）が高いが、満足度は低い・・・ここを強化する必要がある
地球環境の保全、再エネの普及、都市環境（まちづくりや景観、交通）、
学校での環境教育、環境に対する意識、市の啓発や施策
- 重要度（望むもの）が高く、満足度も高い・・・これからも取り組むもの
自然の豊かさ、景色の美しさ、歴史・文化財の保存、食の安全 など

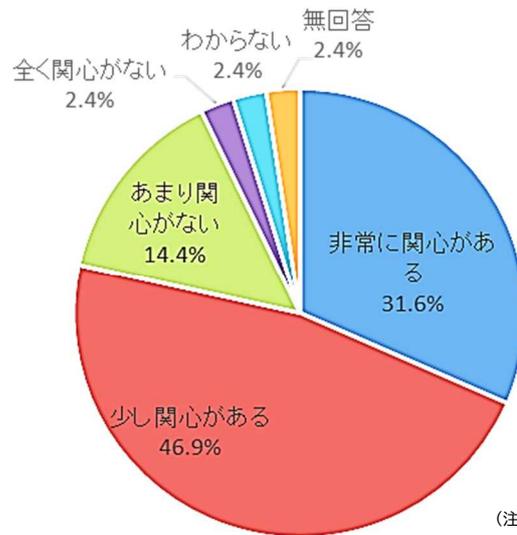
・市に期待すること



- ごみの減量や、公共交通機関の利便性向上など、身近なことに関心が高い傾向。
- 学習機会の充実に対する期待が大きい。

(2) 事業所

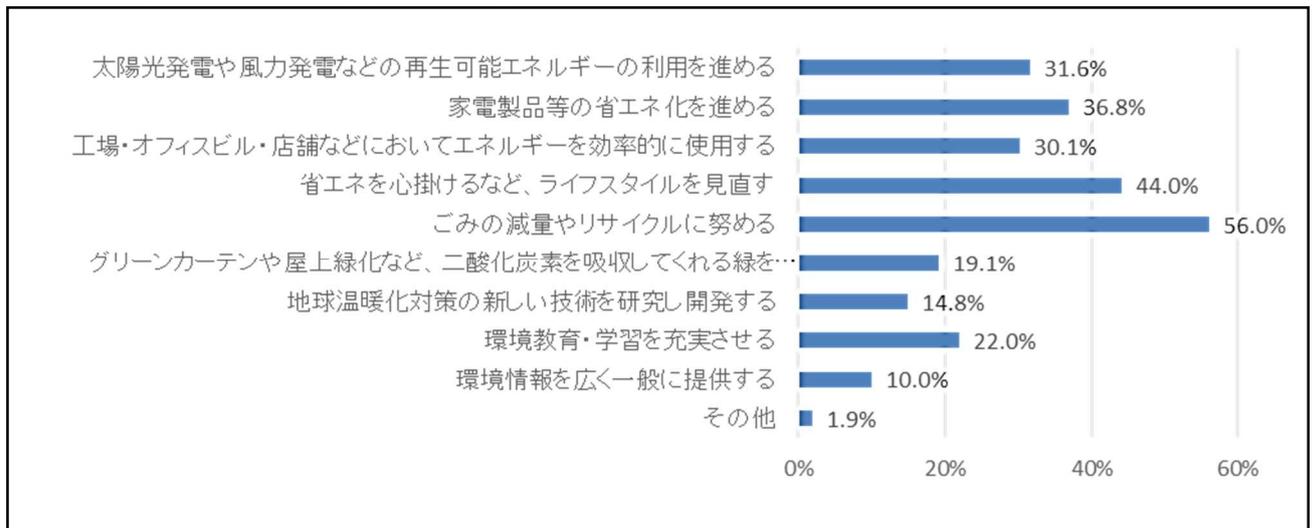
・地球環境への関心



(注)四捨五入の端数処理の関係で、合計値が合わない場合があります。

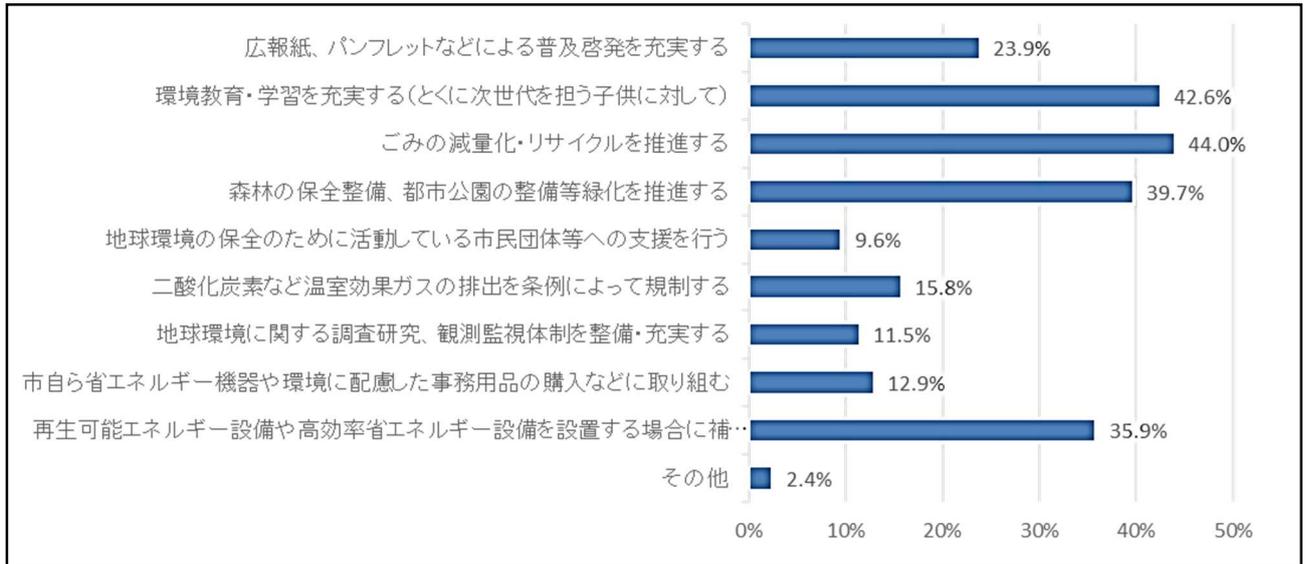
○市民に比べ関心度は多少低い。

・地球温暖化防止に対する必要な取り組み



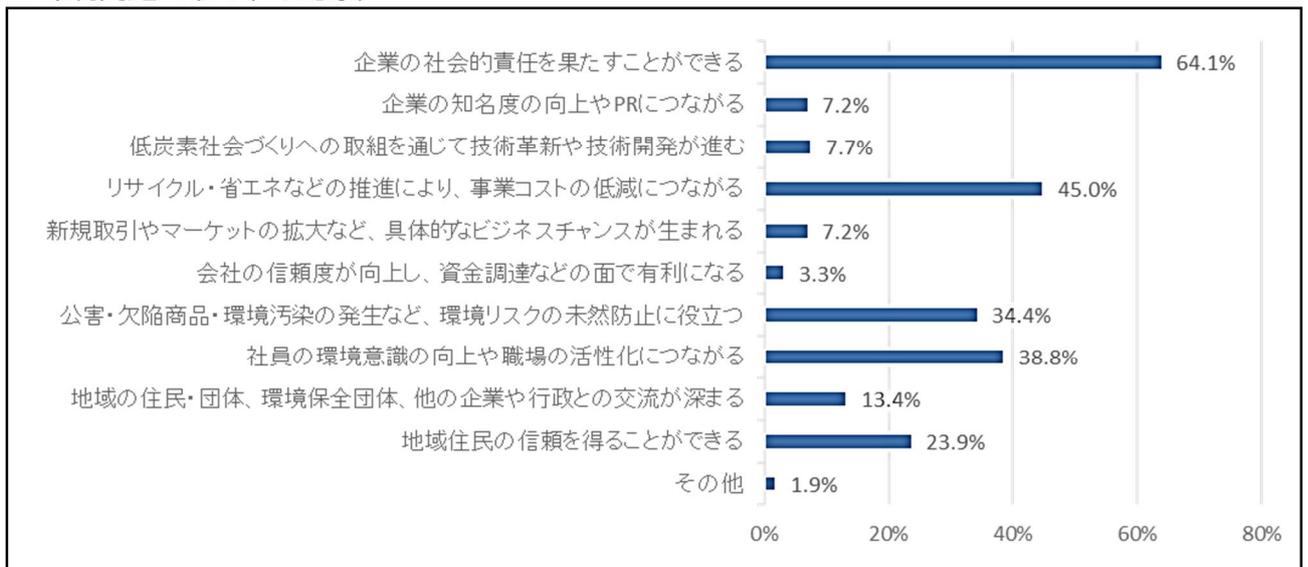
○費用削減に繋がる取り組みが多い。

・地球温暖化防止で市に期待すること



○市民に比べ、緑化、再生可能エネルギーの導入の項目が高い。

・環境問題に取り組む意義



○事業所が環境問題に取り組む意義は、多い順に、社会的責任、コストの軽減に繋げていくことのほか、職場の活性化や地域住民の信頼確保といった内容となっている。

(資料4) 第2次鶴岡市環境基本計画 数値目標一覧

| 指 標 | 現 状 | 目 標 |
|--|---------------------|----------------|
| 1 持続可能な社会をけん引する人づくりと市民・事業者総ぐるみによる運動の展開 | | |
| (1) 環境学習への参加者数（環境フェア+体験型環境教室+リサイクル教室等）（年間） | 3,505人 (R1) | 5,000人 (R13) |
| (2) 環境保全活動への参加者数（一斉清掃+クリーン作戦+河川清掃）（年間） | 25,102人 (R3) | 26,000人 (R13) |
| (3) 「つるおかSDGs推進パートナー」登録企業・団体数 | 53企業・団体 (R3) | 185企業・団体 (R5) |
| 2 気候変動対策による環境と成長の好循環の実現 | | |
| (1) 温室効果ガス排出量削減率 2013(H25)年度比 | △20% (R1) | △50% (R13) |
| (2) 環境マネジメントシステムに基づく取組みを行っている事業所数 | 9事業所 (R3) | 10事業所 (R13) |
| (3) 民有林における間伐面積(年間) | 102.68ha (R3) | 400.00ha (R13) |
| 3 再生可能エネルギーの導入拡大による地域の活性化 | | |
| (1) 再エネ補助件数（累計） | 406件 (R3) | 860件 (R13) |
| (2) 再生可能エネルギーの年間発電量 | 2,961TJ (R3) | 3,100TJ (R13) |
| 4 3Rの推進による循環型社会の構築 | | |
| (1) 1人1日当たりの家庭系ごみの年間排出量（資源ごみを除く） | 601g (R3) | 540g (R13) |
| (2) ごみ焼却施設でのプラスチック等の年間焼却量 | 3,771t (R3) | 3,000t (R13) |
| 5 生物多様性の保全と活用による自然共生社会の構築 | | |
| (1) 自然学習交流館「ほとりあ」の来場者数(年間) | 24,935人 (H30) | 25,000 (R13) |
| (2) 国・県指定天然記念物 | 19件 (R3) | 現状維持 (R13) |
| (3) 市指定天然記念物 | 26件 (R3) | 現状維持 (R13) |
| 6 良好な大気・水環境の確保と次世代への継承 | | |
| (1) 水・大気的环境基準達成率 | 光化学オキシダントのみ未達成 (R3) | 100% (R13) |
| (2) 公害事案（基準値越え）件数 | 0件 (R3) | 0件 (R13) |
| (3) 危険空き家解体補助件数(累計) | 22件 (R3) | 72件 (R13) |

(資料5) 鶴岡市環境基本計画(第1次)主な評価項目結果と課題

| 総合評価 | | | 人口減少等が要因と考えられるものを除き概ね達成している。しかしながら、第2次本計画では、現在の状況を踏まえ、より高い目標に向かい進めていく必要がある。 | |
|--|-----------|----------------|---|--|
| 1 地球環境の保全 (温室効果ガス排出量など) | | | | |
| 基準(H22) | 目標(R3) | 現状(R3) | 評価 | 取組み状況と今後の課題 |
| ①市役所関係施設の温室効果ガス排出量 (単位:t-CO2) | | | ○ | ・庁舎窓への断熱フィルムの貼付、・事務室の昼休み消灯、グリーンカーテンの設置などの取組みを行っており、令和3年度には新ごみ焼却施設からの電力供給による「電力の地産地消」など、温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいる。(基準数値等は焼却・汚水処理等を除く。)・再生可能エネルギーの導入にあたっては、国の支援制度を有効に活用し導入に努める必要がある。 |
| (H16)41,228.10 | 35,507.80 | (R2) 36,712.90 | | |
| ②環境マネジメントシステム認証取得事業所数 | | | △ | ・事業所へのアンケートによれば、認証制度には手間や費用が掛かり、取り組みにくいといった意見がある。 ・認証を取得することによる事業者へのメリットの設定や、本市の実情にあった独自の制度を創設するなど、地球環境問題への取り組みに事業者の参加を促す手法を検討する必要がある。 |
| 11 事業所 | 15事業所 | 9事業所 | | |
| 2 持続可能な循環型社会の推進 (ごみの排出抑制/エネルギー消費量) | | | | |
| ①生活系ごみの年間排出量 | | | ○ | ・人口減少もあり、排出量全体は減少傾向にある。一人当たりのごみ排出量が国、県に比して多く、この削減が大きな課題となる。 ・市民アンケートによれば、環境に関心があり取り組みも行われている。今後も更にごみ減量に繋がりがしやすい取組みを市民に分かりやすく働きかけていく必要がある。 |
| 31,487 t | 26,500 t | 28,889 t | | |
| ②事業系ごみ年間排出量 | | | ◎ | ・目標を達成しているが、なお削減に努めていく必要がある。 |
| 12,168 t | 11,500 t | 9,791 t | | |
| ③リサイクル率 | | | △ | ・人口減少、ペーパーレス化、デジタル化の進展など、社会状況の変化により、リサイクル率に大きく影響する紙媒体そのものが減少していることや、店頭回収などリサイクルルートが多様化し市で把握できない数量も増えていることが要因と考えられる。 |
| 14.10% | 18.90% | 11.70% | | |
| ④一世帯あたりのエネルギー消費量 | | | △ | ・市民アンケートによれば、環境には関心が高く、節電などの取り組みも行われてきている。 ・省エネ家電への切り替えや再生可能エネルギー設備の設置については、費用がかかることが進まない理由となっている。 |
| (H20)1,464.6ℓ | 1,100.0ℓ | (H29)1,455.9ℓ | | |
| 3 人と自然の共生 (森林/耕作地/清掃活動/天然記念物等) | | | | |
| ①利用間伐の割合 (単位:%) | | | ○ | ・目標をほぼ達成しており、利用も進んでいる。 |
| 15% | 100% | 98.00% | | |
| ②耕作放棄地面積 | | | ◎ | ・目標を達成している。 |
| 395ha | 295ha | 47.8ha | | |
| ③河川・海岸の清掃活動参加者 | | | △ | ・少子高齢化や人口減少及びコロナの影響等により参加者が減少している。 |
| 10,185 人 | 11,000人 | 7,075人 | | |
| ④国、県、市指定天然記念物 | | | ◎ | ・目標を達成している。 |
| 45件 | 45件 | 45件 | | |
| 4 快適な生活環境の維持 (公害/不法投棄/空き家/景観) | | | | |
| ①汚染物質 (11項目) | | | ○ | ・大気5項目、河川3項目、地下水2項目、土壌1項目、計11項目を測定(県・市)実施。 ・光化学オキシダント(大気)を除き達成。(基準年においても同様) |
| 10項目達成 | 基準値内 | 10項目達成 | | |
| ②道路騒音 (達成率) | | | ○ | ・ほぼ目標を達成している。 (5年間で32区間を順次測定。令和元年度7か所を計測し全て基準値内。) |
| 98% | 100% | 99% | | |
| ③不法投棄 | | | △ | ・町中でのポイ捨ては減っているが、郊外地など人の目が届かないところでの投棄がある。 ・不法投棄については、警察・県と連携し投棄場所と原因者の把握を行い、撤去を求める。 |
| 66件 | 50件以内 | 88件 | | |
| ④空き家の苦情相談 | | | △ | ・空き家が増加しており、比例して相談件数が目標を大きく上回っている。利活用など、不良空き家になる前の対策などを強化をする必要がある。 |
| 57件 | 45件以内 | 259件 | | |
| 5 環境・リサイクル教育の推進 (体験学習/一斉清掃/環境フェアなど) | | | | |
| ①体験型環境教室・リサイクル教室参加者 | | | ◎ | ・目標を達成している。体験型教室などイベント型の事業は参加者が多いが、参加者の固定傾向に課題があることから、更に参加者が広がるよう、参加しやすい、参加したくなる仕掛けづくりが必要。 |
| 228人 | 350人 | (R1) 355人 | | |
| ②市民一斉清掃 | | | △ | ・少子高齢化や人口減少の影響が考えられ、実態に合わせて工夫した取組が必要。 ・事業者アンケートによれば、清掃活動の参加への取組は地域とのつながりや企業イメージの向上に必要とある。広報等で事業者の取組みを紹介するなどの働きかけが有効。 |
| 9,225人 | 10,000人 | 7,428人 | | |
| ③環境フェア来場者数 | | | △ | ・平成29年度の来場者は4,100人と目標を達成していたが、現状数値は直近の令和元年度。今後はコロナ対策も含め実施方法の工夫が必要。 |
| 3,800人 | 4,000人 | (R1) 3,150人 | | |

【評価】◎:目標達成、○:ほぼ目標達成、△:達成困難又は未達成

○参考(用語集)

【お行】

エシカル消費

よりよい社会に向けた、人や社会、環境に配慮した消費行動。

置き配(おきはい)

宅配利用者があらかじめ指定した場所(玄関前、置き配バッグ、宅配ボックス、車庫、物置など)に、宅配事業者が非対面で荷物を届けるサービス。

【か行】

グリーン証書

太陽光・水力・風力・バイオマス・地熱などの再生可能エネルギーから発電された自然エネルギーから、「発電時に温室効果ガス(CO2)を排出しない」「化石燃料を削減し、省エネルギーに努める」「エネルギーの安定供給に貢献する」などの環境価値を、取引ができるように切り出した証書。本市では2021(令和3)年11月より開始している。

グリーン成長

経済的な成長を実現しながら、私たちの暮らしを支えている自然資源と自然環境の恵みを受け続けること。

グリーンリカバリー

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済に復興するのではなく、この苦難を逆バネにして、脱炭素で循環型の社会を目指すための投資を行うことで復興しようという経済刺激策。

光化学オキシダント

窒素酸化物や炭水化物の光化学反応において生じる、オゾンやパーオキシアルナイトレートなどの酸化性物質の総称。

ごみ

ごみ(廃棄物)には一般廃棄物と産業廃棄物とがあり、このうち一般廃棄物は、家庭から出るごみと事業所から出るごみ(木くず・紙くずなど)がある。

【さ行】

3010運動

(さんまるいちまる運動)

宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、<乾杯後30分間>は席を立たずに料理を楽しみましょう、<お開き10分前>になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう、と呼びかけて、食品ロスを削減するもの。

3R

Reduce(リデュース):ごみを減らす、Reuse(リユース):再使用する、Recycle(リサイクル):再生利用する、の3つのRの総称。循環型社会形成推進基本法では、廃棄物の処理の優先順位を、①リデュース、②リユース、③リサイクル、④熱回収(サーマルリサイクル)、⑤適正処分と定めている。

ステークホルダー

企業の活動の際に影響を受ける「利害関係者」。

ゼロカーボン(ゼロカーボン社会)

二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量とが均衡している状態(社会)。

【な行】

ナッジ

英語で「そっと後押しする」という意味。人々が、強制的ではなく自発的に望ましい行動を選択するよう促す仕掛けや手法。

【は行】

バイオマスプラスチック

植物などを原料として製造されるプラスチック

フードバンク活動・ フードドライブ活動

包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品の品質に問題はないが通常の販売や摂取が困難な食品・食材を食品メーカーや個人から引き取って、福祉施設などに無償提供するボランティア活動団体をフードバンクという。フードドライブは食品を提供する活動のこと。

ブルーカーボン

CO₂吸収源対策のひとつで、海藻などの海洋生物がCO₂を吸収して炭素を固定化すること。

【ま行】

マイクロプラスチック

波や紫外線の影響によるプラスチックごみの破碎や、合成繊維の衣料の洗濯などによって発生する5mm以下の微細なプラスチック。マイクロプラスチックが食物連鎖に取り込まれることによる生態系に及ぼす影響が懸念されています。

木質バイオマス資源

木材に由来する再生可能な資源

【や行】

やまがた木育(もくいく)

森や自然の大切さを学び、森や木の文化を見つめ直し、森との絆を深め、暮らしの中に木を活かしていくこと。林野庁の森林体験を主とする「森林環境教育」と、木づかい運動の一環である「木育」を合わせたもの。

【B】

BOD

生物化学的酸素要求量(Biochemical Oxygen Demand)。水中の有機物が微生物の働きによって分解される時に消費される酸素の量のこと。河川の水質汚濁を測る代表的な指標。環境基準では、河川の利用目的に応じて類型別に定められている。値が大きいほど、水質汚濁は著しい。

【D】

DX

デジタルトランスフォーメーション(Digital Transformation)。「デジタルによる変革」を意味し、ITの進化に伴って新たなサービスやビジネスモデルを展開することでコストを削減し、働き方改革や社会そのものを変革すること。

【E】

ESG投資

環境(Environment)・社会(Social)・企業統治(Governance)に配慮しながら事業活動を行う企業の株式や債券などを対象とした投資方法。

ESD

Education for Sustainable Development の略称。現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。

【H】

HEMS(ヘムス)

Home Energy Management System の略称。
家庭で使うエネルギーを節約するための管理システムのこと。

【J】

J-クレジット制度

省エネルギー機器や再生可能エネルギーの導入、適切な森林管理などの事業の実施による温室効果ガスの排出削減量や吸収量を、企業等が購入できる「クレジット」として国が認証する制度のこと。事業を実施した地方自治体、企業、森林所有者等(クレジット創出者)は、省エネや森林管理の取組みの効果を具体的な数値として見える化でき、取組み意欲向上や意識改革にもつながるほか、クレジット売却益を投資費用の回収や更なる省エネ投資に活用できるといったメリットがある。また、クレジットを購入した企業等は、CSR活動(環境・地域貢献)や、製品・サービスに係るCO₂排出量との相殺(カーボン・オフセット)などに活用できる。

[M]

MaaS(マース)

Mobility as a Service の略称。スマートフォンやPC等で利用可能なアプリケーション等により、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて、検索・予約・決済を一括で行うサービス。

[P]

PRTTR制度 (Pollutant Release and Transfer Register)

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境(大気、水、土壌)へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度のこと。「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」により制度化され、平成13年4月から実施されている。

[R]

RE100

Renewable Energy 100 の略称。企業活動に必要な電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的な企業連合。

[S]

SBT

Science Based Targets の略称。産業革命時期比の気温上昇を「2℃を大幅に下回る」又は「1.5℃未満」にするために、企業が気候科学(I P C C)に基づく削減シナリオと整合した温室効果ガスの削減目標を設定。

Society5.0(ソサエティー5.0)

「サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)」と内閣府の第5期科学技術基本計画にて定義されている。

[V]

V2B(ブイツービー)

Vehicle to Building の略称。電気自動車とビルの間で電力相互供給する技術やシステムのことで、ビル電気使用量をピークカット・ピークシフトできるようになる。

V2H(ブイツーエイチ)

Vehicle to Home の略称。電気自動車に蓄えられた電気を住宅に給電し家電等に利用できるようにするシステム。一般的に電気自動車は、住宅からの給電で充電しその逆は不可能であるが、V2Hがあれば電気自動車の大型バッテリーを住宅の蓄電池のように使うことができる。太陽光発電と組み合わせれば、停電時でも昼間に電気自動車のバッテリーに電気を蓄え、夜間にその電気で生活ができるようになる。

[Z]

ZEB(ゼブ)

Net Zero Energy Building の略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを旨とした建物。

ZEH(ゼッチ)

Net Zero Energy House の略称。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロにすることを旨とした住宅。